

上尾市上尾丸山公園及び上尾市自然学習館外施設 指定管理者募集に関する質問・回答書

質問事項 (募集要項又は資料名・ページ)	質問内容	回答
<p>業務仕様書 3 ページ 2 事業の実施に関する業務 (1) 施設に勤務する職員に関する事項 【指定業務】</p>	<p>現状では丸山公園管理事務所施設長 1 名、自然学習館施設長 1 名を配置しているが、その他に施設長の配置が必要でしょうか。また、丸山公園管理事務所施設長がバーベキュー場施設長を兼ねることは可能でしょうか。あるいは、自然学習館施設長がバーベキュー場施設長を兼ねることは可能でしょうか。</p>	<p>本施設として、施設長と副施設長を配置してください。自然学習館の施設長と管理事務所の施設長をそれぞれの職員に割り当てることは運営上支障がなければ問題はありません。バーベキュー場についても同様です。なお、各施設にそれぞれ施設長の配置は求めておりません。管理運営に支障のない体制を整えてください。</p>
<p>丸山公園のレストハウスについて</p>	<p>施設説明会時に空調設備は無いとの説明でしたが、指定管理者が売店の提案をした場合には空調設備の設置は指定管理者で行うのでしょうか。</p>	<p>提案事業で空調設備の設置が必要な場合は、指定管理者で設置となります。 市の発注によるレストハウスの改修予定はありません。</p>
<p>募集要項 2 ページ 4 指定管理に係る指定管理料</p>	<p>小動物コーナーについて、人件費を含めた科目ごとの R3～R6 決算額をお教えてください。</p>	<p>決算額については、別紙 1 をご覧ください。また、上尾市の HP でも決算書を公開しております。人件費については、現職員と同額ではないため参考となりません。</p>
<p>業務仕様書 別紙 9 4. 指定管理業務の内容</p>	<p>「⑥動物に出生、死亡等があった場合は動物台帳の登録及び削除をすること」とありますが、動物が死亡した場合の指定管理者が負う責任はどの程度の範囲でしょうか。 (例：人災によるもの(管理ミス等)) また、動物が死亡した場合の補充について、指定管理者が行うことがあるのでしょうか。</p>	<p>老衰、病死等の自然死の場合は、指定管理者の責任は問いません。動物の補充については、動物園同士が融通し合うのが一般的です。他の動物園と相談し譲渡可能なものは譲渡していただきます。 人災・管理ミスの場合は、指定管理者の責任に帰するところです。動物の補充については自然死の場合と同様です。</p>
<p>業務仕様書 別紙 9 4. 指定管理業務の内容</p>	<p>小動物コーナーは、今回初めて指定管理に含まれた業務ですが、1 から指定管理者に任せるのでしょうか。 これまでどおりの安定した管理運営を行うためには、飼</p>	<p>新指定管理者決定後、現指定管理との引継ぎ期間を設けます。必要事項等は期間内に確認ください。 実務経験者を雇用されるなどして適切な管理運営をお</p>

	<p>育管理のノウハウを継承していくことや、個々の動物や個体の特性に応じた飼育マニュアルや引継ぎが不可欠と思われませんが、市の見解をお教えてください。</p>	<p>願います。細かいマニュアル等はありません。新指定管理者決定後、引継ぎ期間を設けます。必要事項等は期間内に確認ください。</p>
<p>業務仕様書 別紙9 4. 指定管理業務の内容 (3) 動物診察業務(委託業務)</p>	<p>動物診察業務について、委託する獣医は指定管理者が選定するのでしょうか、または、市が現在委託している獣医との契約を引き継ぐのでしょうか。また、市が現在委託している委託料をお教えてください。</p>	<p>新指定管理者決定後、現指定管理との引継ぎ期間を設けます。必要事項等は期間内に確認ください。</p> <p>定期健診等を依頼する獣医師の選定は指定管理者に行っていただきますが、一般の愛玩動物ではなく野生動物を診察するため、実務経験を重視してください。現在上尾市では委託契約ではなく、一般診療の手数料業務として月ごとに診察を依頼しております。定期健診以外に動物の体調不良の際の診察料や投薬時の薬品代などは別途支払います。令和6年度の決算額は1,195,070円です。</p>
<p>業務仕様書 別紙5 保守点検等業務一覧</p>	<p>小動物コーナーについては、16番 動物定期健診～18番 動物性残渣処理業務以外に、保守点検が必要な設備・機器は存在しませんでしょうか。</p>	<p>浄化槽清掃維持管理業務があります。また、エアコンについて毎年モルモット小屋のエアコンと他1台、合計2台の清掃を依頼しています。</p>
<p>業務仕様書 別紙9</p>	<p>小動物コーナーについて、大規模な地震や火災等が発生した場合、飼育する動物の管理・対応をどのようにすればよいか不安があります。人間でいう防災や避難マニュアルのようなものは、市で整備されているのでしょうか。</p> <p>また、実際管理するにはその内容をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>防災マニュアル等は存在しません。出来る限り経験豊富な職員の雇用をお願いします。</p>
<p>業務仕様書 別紙6</p>	<p>物品一覧に小動物コーナーで飼育している動物が含まれていますが、他の物品については、どれが小動物コーナーに関連する物品なのか判別できかねます。改めてお示しいただけますでしょうか。</p>	<p>小動物コーナーに関する備品及びその用途について、別紙2「上尾市上尾丸山公園及び上尾市自然学習館外施設物品一覧(小動物)」にまとめましたのでご参照ください。また、使用に際してマニュアルや手順書は特にありません。</p>

	<p>また、それぞれの物品について、どのような場面でどのように使用するものなのか、マニュアルや手順書が整備されているのでしょうか。</p>	
<p>業務仕様書 別紙9 7.職員の配置について</p>	<p>「専任の責任者を配置すること」とありますが、小動物コーナーに別途1人の施設長を配置するということでしょうか。</p>	<p>質問No.1の回答と同様です。各施設にそれぞれ施設長の配置は求めておりません。業務の取りまとめ上責任者を配置と表現していますが、管理運営に支障のない体制を整えてください。</p>
<p>業務仕様書 別紙9 7.職員の配置について</p>	<p>(2)で、実務を担当する職員についての必要な資格とは具体的にどのような資格でしょうか。</p>	<p>「動物の愛護及び管理に関する法律」第10条の規定により、動物取扱業者はその種別（販売・保管・貸出・訓練・展示・競りあっせん・譲受飼養）により県に登録が必要です。その申請には「動物取扱責任者」の選任が必要であり、常勤職員から専属として選任されますが、それには実務経験が必要です。詳しくは県のHP等でご確認ください。</p>
<p>業務仕様書 4 ページ 2 事業の実施に関する業務 (1) 施設に勤務する職員に関する事項 (m) 動物飼育員</p>	<p>4名以上配置することとあるが、4名以上配置し、1日あたりの配置人数は業務に支障のない範囲でローテーションで回すという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>そのような認識で結構です。</p>
<p>業務仕様書 2 ページ 1 趣旨 (3)休館日及び開館時間 (i)休館日 ④小動物コーナー</p>	<p>休園日(毎週火曜日)及び12月29日から1月3日は、飼育員は完全休養なののでしょうか。施設は休園でも、実際は飼育員が出勤しているのでしょうか。</p> <p>また、休園日については、条例等による規定がないように見受けられますが、毎週火曜日(祝日の場合は翌日)に設定されている理由をお教えください。</p>	<p>休園日でも給餌や清掃等の作業は必要です。休園日(毎週火曜日)は動物の休息のためと、開園時に出来ない作業を行う日で職員の休日ではありません。現状では休園日(毎週火曜日)には職員は全員出勤し、年末年始も交代で出勤しております。</p> <p>火曜日を休園日に指定している理由は、月曜日は自営業主の方が休日としていることが多いとの考えからです。</p>
<p>業務仕様書 9 ページ 3 施設等の維持管理等に関する業務 (2)設備等の保守管理業務 ②施設の維</p>	<p>ビオトープの管理業務は含まれているのでしょうか。</p>	<p>別記1に記載のとおり、ビオトープの管理業務も含まれます。要求水準に基づいて、良好な水辺や湿地の自然環境として必要な管理を行ってください。(イ)、(ウ)の内容も</p>

<p>持管理 要求水準 (ア)施設維持管理業務</p>		<p>該当する項目があるため、御確認ください。</p>
<p>募集要項 2 ページ 4 指定管理に係る指定管理料 (1)指定管理料 ①</p>	<p>指定管理料の上限について、今後 5 年間の賃金や物価上昇を加味し積算された金額と見受けられますが、想定した賃金上昇率及びその根拠並びに物価上昇率及びその根拠をご教示ください。</p>	<p>指定管理期間中の各年の上昇率を見込んでいる項目は人件費、公租公課、委託費、管理費（一般管理費等）であり、1.83%/年の上昇率となります。</p> <p>原材料費、消耗品費、修繕費、光熱水費、賃借料、諸謝金、手数料、飼育料については令和 8 年度分は上昇率を考慮していますが、指定管理期間中は各年で同額です。原材料費、消耗品費、賃借料、諸謝金、手数料、飼育料は 2.85% であり、修繕料は 4.65%、光熱水費は 5% です。</p>